

Title	香港船遼洲の發掘に就て：フイン師を悼む
Sub Title	
Author	松本, 信廣(Matsumoto, Nobuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1938
Jtitle	史学 Vol.17, No.1 (1938. 8) ,p.49- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19380800-0049">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19380800-0049</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 香港舶遼洲の發掘に就て

(フイン師を悼む)

松 本 信 廣

昨年秋京都帝國大學の梅原末治助教授が、日吉古墳出土物を三田に來訪觀覽せられた際、偶々香港のフイン師の計報を傳へられた。予は同師の久しく音信のないのに不審を抱いてゐた折柄であつた。梅原氏は其後わざわざ香港へ來て、Ostasiatische Zeitschrift, 18 Jahrgang Hept<sup>1/2</sup> に表はれた回歸の論報を手に書かれてゐたが、これは Unsere Gesellschaft verlor durch den Tod

Das Auswärtige Mitglied Rev. Father Daniel J. Finn, S. J., Hongkong へおもだけである。

思へば予が初めて師と面晤したのは昭和八年印度支那旅行の際であつた。師はその香港附近の島嶼舶遼洲の發掘報告を執筆せられる爲香港では文獻がないので、河内に來て佛國極東學院所藏書籍を利用せられ、且つ傍ら同地方の出土物と香港のものとを比較調査中であつた。師は漢學にも造詣深く、此の極東學院の日本書籍部に藏せられる我人類學雑誌や史學・史前學雑誌のバックナンバーを參照され、頻りにその出土物の本邦出土品との比較考究に努められてゐた。偶々河内郊外 Dimbang 村の附近で漢代墳墓が發見せられた場合、

予はガスパルドン氏、ゴルウゾフ氏に隨伴し同師と共に之を一日見學に赴いたことがある。其後フイン師は香港からの督促電報に接し急遽歸國せられたが、予は同旅行の歸途香港を通過した際師をその Aberdeen なる Regional Seminary に訪ひ、その出土物を見し、師の懇切なる説明を受けたことがある。同セミナリイは極めて眺望のよい岬角の上に位置し、宣教師志望の支那人の子弟を收容教導してゐた。師は此處に起居して訓育に從事し乍ら、香港政廳の補助を受け、附近なる船塗洲 Lamma Island の發掘を繼續してゐたのである。

同師の研究報告は The Hong Kong Naturalist に左の如く順序で發表せられてゐる。

D. J. Finn, s. j.; Archaeological finds on Lam-ma (船塗洲) Island near Hong Kong, Part I The Hong Kong Naturalist Vol. III, Nos. 3-4 Part II, Vol. IV, No. 1 (April, 1933).

Part III, Vol. IV, No. 2 (December, 1933). Part IV, Vol. V, No. 1 (March, 1934).

Part VI, Vol. V, No. 2 (June, 1934).

Part VII, Vol. V, No. 4 (December, 1934).

Part VIII, Vol. VI, No. 1 (May, 1935).

Part IX, Vol. VI, No. 2 (July, 1935).

Part X, Vol. Nos. 3-4 (December, 1935).

Part XI, Vol. VII, No. 1 (April, 1936).

予は此等の拔刷を逐次惠贈せられたので之に依り「史學」第十一卷第四號一一八頁に餘白錄として「香港の發掘に就て」を、また同誌第十三卷第一號八二頁に同じく餘白錄として「再び香港の發掘に就て」を、また「民族學研究」第二卷第一號に新刊紹介としてその第十部の梗概を述べ、同氏の業績を本邦學界に紹介するに勉めた。またその

文化學院の山本達郎學士などが南方旅行の途次同師を訪問せられ、その近況を傳へられたことがある。

師はアイルランド出身ジエスカイト派の宣教師で、年歎猶若く且つ西人の極東考古學者としては珍らしく東洋文獻の利用に熱心であり、その前途は囁きせられてゐたのに今俄かに計報に遭遇し、遺憾此上もない。殊に南方の研究の漸く盛にならんとする今日、師の長逝は誠に學界的一大損失である。此處に不敏を顧みず、師の發表報告を通じ業績の概要を記し、謹んで哀悼の微意を表したい。

此連續論文の第一部に於て、著者は遺跡自體及び出土甕類に就て記述してゐる。即ち最近數年間香港諸島及び其周圍に偶然發見せられる考古學的遺物に興味が惹かれ Dr. Heanley, Mr. Shofield, Professor Shellshear などはその熱心なる蒐集者であつたが、Shellshear 教授が一九三二年香港を去

る際フィン師に、此の遺物の採集觀察に關心を持たれんことを勧誘した。師は悦んでその任務を引受けたが、一日香港の Aberdeen の突堤の砂人工遺物を發見し、その砂の採取地を探究して Lamma 島の遺跡に足を踏入れるに及び、興味は油然と湧き起るに至つた。此處は從來の採集者の既に多くの收穫を收めた所であり、今日こそ表面採集の獲物はそれ程ないが最初 Shofield 氏が來訪した際には遺物は足を踏入れるに氣を付けねばならぬ程散亂してゐたといふ。遺跡の所在地はランマ島の西側大灣 Tai Wan と呼ばれる廣い入江の奥である。大體海岸線は北と南の線に走つてゐるが、北端に於て西方に岬角が突出し、その二線に挟まれた隅に東南から北西にかけ狹長な海濱が走つてゐる。此の海濱とその背後砂丘に遺物が發見せられるのである。波打際と砂丘との間に長さ一二〇ヤード、幅一〇呎位の砂濱あり、其處から

過去二・三年間砂船が砂を採取してゐたので、それが爲濱邊には廊下狀の採取跡が幾つも出來てゐる。女人夫が砂を崩し、籠に入る際遺物を擱みその邊に棄てゝ置いたのである。此の廊下の奥に原形を有した砂壁が殘つてゐる。その砂壁の上には現在の斜面の最下部から約十三呎の高度に芝が生えてゐる。砂質は非常に堅く綺麗ですぐ崩れ易い。芝生の下約一呎半乃至四呎の深度の地點から遺物が最もよく發見せられるのである。(遺跡に就ては古學四七頁轉載寫眞參照)

く、上部は轆轤を使用して作つたらしい。下部の模様は主に布目紋であるが、上部には種々な紋様が刻まれ、之に依つて甕の種類を分類することが出来る。

一、a 上部も下部と同様布目紋のもの、

一、b 菱形の押紋を附せるもの、

一、c 市松模様、

一、d 菱形の中に更に模様を挿入せるもの、

一、e 楕圓型押紋、

一、f 鋸齒型押紋、

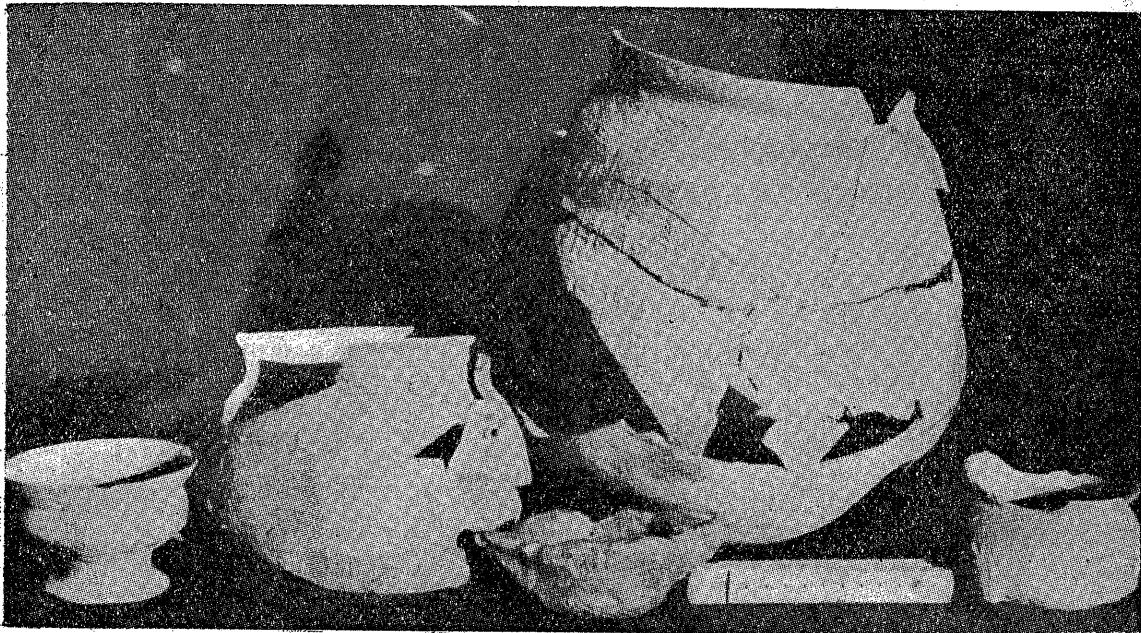
一、g 櫛目押紋、

一、h 重覆F紋 The double F pattern

著者は此のhの型を更に約十五種に區分してを部は一時から一時半に達する。口徑は約六吋半で腹部の最大幅は十吋から十二吋迄である。また或種の甕はこれより形小さく肩に耳がある。甕の下

部は籠の如きものの中に入れて作製せられたらしい

甕の原料土は玻瓈化し得る粒狀體の要素を含んでゐる。その色或るものは赤味を帶び、或るもの内側が灰色で外側が淺黃を帶びてゐる。然しど



第一圖 出土土器の各種（右の大きな土器は重覆F紋模様の甕  
左端は臺附皿）

れにも概して香港附近に多い紅土 *Laterite* に似た紅色が見られる。土器は石の如く堅硬で、粘土はよく粉末化されてゐる。甕の出土地點は最下層ではなく、此の遺跡の文化層の比較的新らしい部分に屬するらしい。紋様の中最も特色ある重覆F紋は支那青銅器の紋様を眞似たるらしく、甕の構造技術も青銅器の模倣と認められる點がある。そして最後に著者は、此等の青銅遺物が石器を隨伴して出土することを確言し、その説明を將來に譲つてをる。

甕に次いで著者は、第二部に於て淺い臺附皿 *Cups* に就て敍述してゐる。之を釉薬を附せざるもの（A）と附したるもの（B）との二類に分つ。A種の方は皿とその臺とは別々に製作して後接合したものであり、その斷面は多く歪曲し青銅器を模したものらしく推定せられる。殆ど全ての器には商標らしき印しあり、甕と同時代のものであるこ

とを證據だてる。釣合からいふと口徑は全體の高さの約二倍に當り、全體の高さは足の底徑より稍大い。足の底徑とその高さとの比は多種多様で、之が爲全體の形體に變化を生ずる。此の種土器の高さは大抵三吋位であり、少いのは一吋に達する。その土の色は赤味がかつた赤紫色、或は柔い煉瓦色、また多くは赤味勝ちの濃褐色、又或るものは漂白色である。模様は點線が接合部に印刻される特色あり、時に微かな格子縞が發見せられるだけに過ぎぬ。前述の大きい甕の上に施された大型の紋様は、殆ど見當らぬ。

之に反しB種、即ち釉薬を施した臺附皿は大體甕と伴隨して發掘せられ、甕と同性質が多い。その土は柔いクリーム色で、之にちかに釉薬が施されてゐる。内部には點線帶を、外部の上層部には條溝裝飾を使用してゐる。釉薬は黃色を帶び條溝や點線の上にあつては濃く綠色を呈する。

甕及び釉薬使用、及び無使用的臺附皿は何れも著者の所謂商標即ち窯印しを帶びてゐる。その印しを分類すると七種類になる。一、單純な垂直又は稍斜めの線、二、梨形點を何等かの符合らしい模様に纏めたもの、三、單純な線及び點線の組合せ、四、花文字Nの如き符號、時に之に點線を加へるもの、五、漢字「七」「十」「ト」「乙」に似た符號、六、英語のJに似た符號、七、土器の模様をつけるに使用した櫛型の刺具で點線を打ち、又は之を長く引いて縞状の模様を作りしもの、この中七は更に、a、點線を重ねしもの、b、線を重ねしもの、c、重ねた線を以て半圓を作りしもの、d、點と線とを組合せしもの、e、多條櫛目と一線とを相合して特色ある模様を作りしもの、f、

點線を以て文字符號を作りしもの等に類分せられる。此等の印しは種々の異つた土器の上に共通し、恐らく之を製作した窯の印しと推定せられる。

土器の第三類として考へられるのは押型で、模様を印した土器類である。之には完全なものはごく稀れであり、細片として發見される。その土は柔く、よく焼成されずまた夾雜物を含んでゐる。

之を分類すると、a、その土がチヨコレート色で且つ碎け易く、形は歪曲し、そして表面に矢羽状の模様を印刻してあるもの、b、枝編細工に似た模様を印刻せるもので、色は黒味がかつた灰色から明るい灰色を経てクリーム色までの各種類あり、また或るものは赤や淡紅色の種々な色調を呈し、表面は鞣皮の如く滑かなもの、c、押型を以て模様を浮彫にし、色は白色又は黃味がかつたクリーム色を呈してをり、模様は周の銅器の上に表はれたものに似て雷紋、鋸齒紋などを使用し、また中には紐状の線で編細工の模様を作り、或は楕圓の環模様を用ふるもの、d、黒色の土器片で形式化した鷺の首のやうな模様を聯續せしめ、その

上下に雷紋を附した青銅器的圖案、鋸齒紋及び菱目紋を重ねて混雜させて印刻したもの、交羽状模様などが行はれてゐる。

土器の第四類は押型紋様なきもので、これに少し許りの彩文土器片が數へられる。その芯の土は黒く、表層の土は柔い煉瓦色で、白い繪具が厚く塗附き、その上に赤色で波狀線や點線が描かれてゐる。之に似てをるのは同じく芯の黒い表層に黃味がかつた褐色の繪具に似た外皮を塗つた明器用らしい土器片である。

第五類の土器は波狀線を陰刻したものであり、第六類は繩紋又は無地の粗末な土器である。最下層から發見せられるものは此の型で、一つ土器内で黃色又は黒色に至る各種の色調を呈する赤土から成り、普通の家事用に用ひられたものらしい。

此等の土器は原始的ではあるが必ずしも年代的に古く遡るものではなく、高級な土器使用者と相並

び居住してゐた低級な他族又は貧しい生活者の遺物ではなからうかと推せられる。

以上述べた各種の土器は雑然として伴出するにとと且つ完形のものが少いことから此の遺跡地が當時の塵芥棄場であつたのではないかと想像せられる。出土物はほど同一時代のものらしく考へられるが、その年代比定は甚だ困難である。或支那人は此等の土器は廣東で發見せられるものを基準として晉代に比定されると断じたが、著者は其意見に賛同せず、それよりもつと古く、晩くも漢代に遡り得るのではないかと推してゐる。

其後著者は香港政廳の援助を得て一九三三年五月と六月とに舶遼洲遺跡の發掘をなし、また同年七月と八月とに河内の極東學院に於て研鑽されたので、その新資料に依り從來の學說に幾分の改變をなさねばならなくなつてゐる。第三部には劈頭先づハイネ・グルデルン氏の大著 *Urheimat und*

früheste Wanderungen der Austronesier (*Anthropus*, 1932, Vol. XXII, p. 543-619) を紹介し、香港の遺跡がその第三の文化の波、方角石斧使用の文化に歸屬することを論じてゐる。ハイネ氏の意見に依れば、最初所謂遠州式石斧（斷面橢圓又はレンズ狀の石斧）を使用し、繩紋で轆轤を使用しない手づくねの土器を用ふる文化の波が、支那或は日本から臺灣、比島、セレベス、モルッカスを越え、ニユーギニア及びメラネシアに達したらしく、之がパプア語使用民族であつたらしい。次に有肩石斧を用ふるオーストロアジア語使用の恐らく蒙古種族らしい第二の波が印度支那、支那南岸、臺灣、比島、北セレベス、日本、北東朝鮮、印度の一角にまで波及した。之も繩紋土器を使ひ、貝を身體裝飾及び貨幣として使用したものらしい。その年代は紀元前三千年紀から二千年紀にかけての頃であつたと思はれる。次に來るのが方角の石斧を使

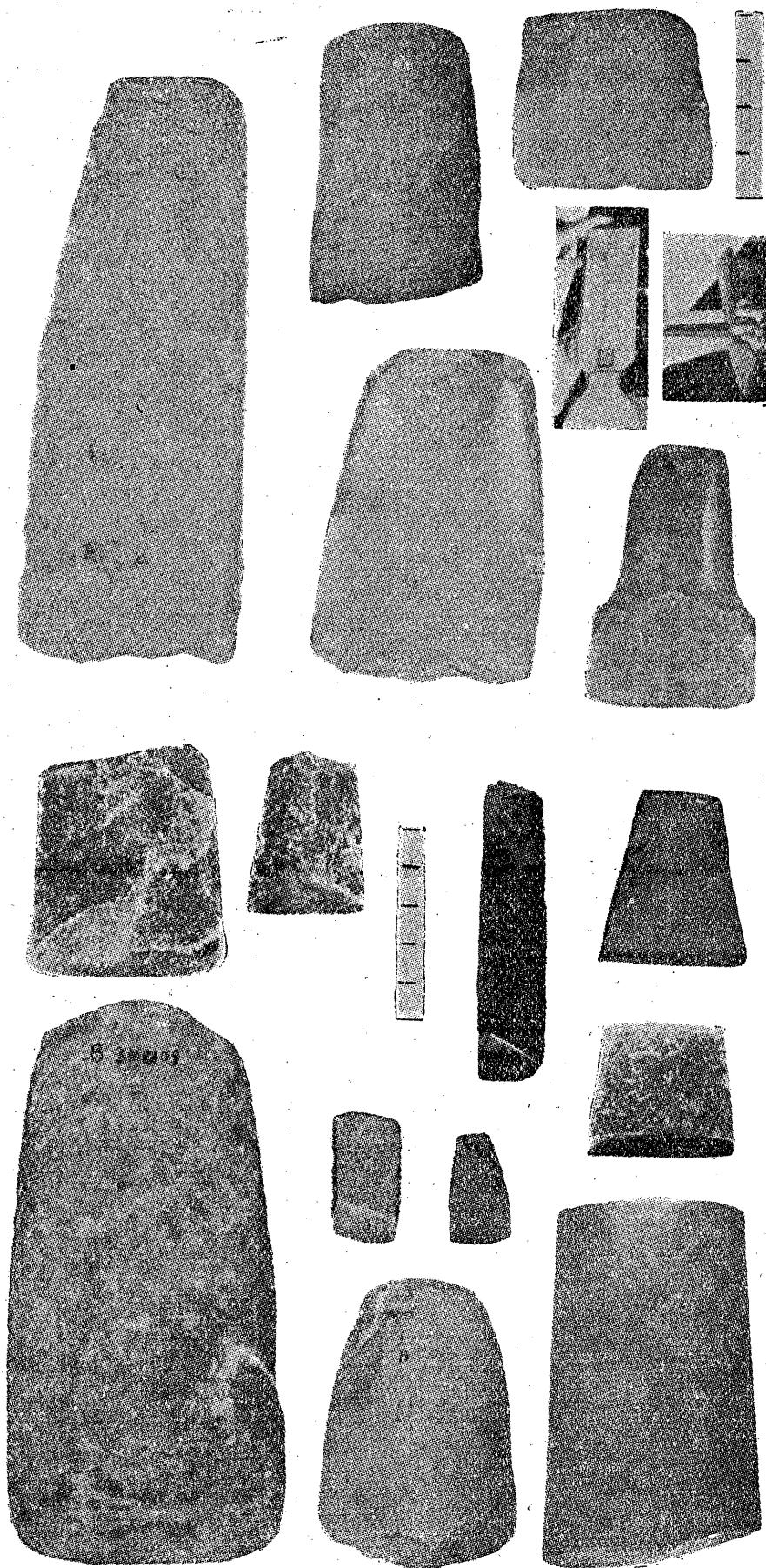
用する文化の波で、之が紀元前二千年紀の前半か中葉に該當するらしく、プロト・オーストロネシア人であり、支那の西南方面より來り、ラオスを経てメークン流域から外洋に擴つたらしい。彼等は浮木附のカヌーを用ひ、その一つの波はスマトラ、ジャワ、スンダ群島を越えて東方に行き、第一の遠州式石斧文化と混合してをり、その第二の波はボルネオ、比島、臺灣を越えて日本に及んでをる。その中臺灣、比島、北セレベスの地帶から方角石斧文化と有肩石斧文化との混合、ポリネシア文化が發生したらしい云々。

以上の説にフイン師は大いに魅惑を感じ、此の第三の方角石斧文化の諸特徴が大體香港文化中に指摘出來、又發見する可能性あることを述べ、その發見物が金屬器を交ふるが、その或るものは石器骨器を模したるものらしく、香港文化は第三文化の最新期に屬すべく、その遺跡は純粹の新石器

時代式石器と鐵鏹とを併出することを指摘してゐる。その遺物層は現在の地表の下二呎乃至六呎の地點にあり、その最も豊富の地點は三、四呎の深度に當る。その層の上部から出た土器や青銅器は最下部から出たものと異るが、兩者間に劃然たる區切りなく、遺跡地は絶えず居住せられ、然もそれほど長期間ではなかつたらしい。

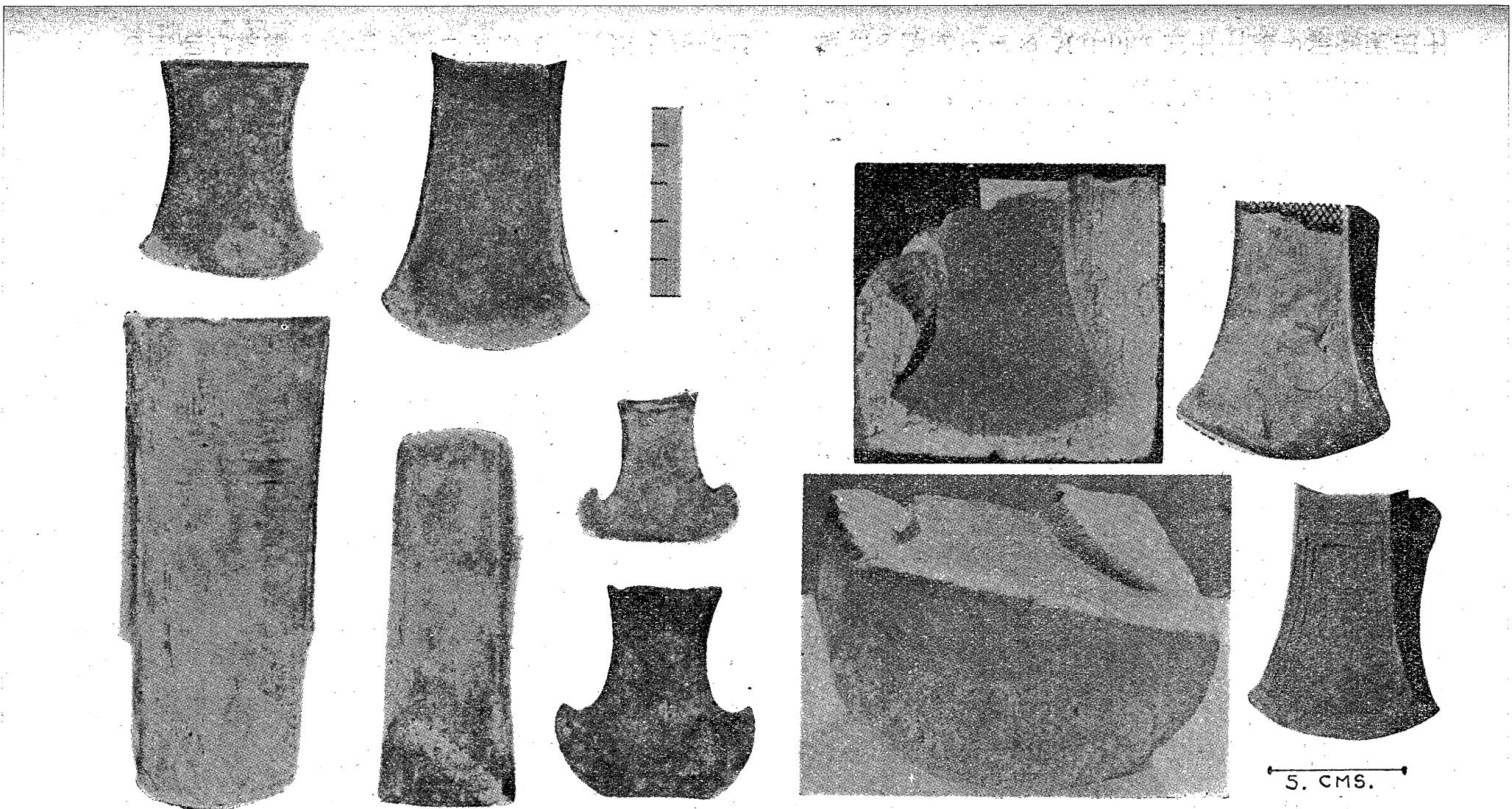
以上の序説を試みて著者は石斧の敍述に移つてゐる。舶遼洲(ランマ)で發見された石斧は十六個で、悉くハイネ氏の云ふ第三期の文化系統に屬してゐる。その或るものは階段狀石斧 stepped axe であつて、柄部が一段低く階段を呈してをり、セレベス、比島、北ボルネオ、日本のものと類似してをり、またその中或ものは有肩的階段狀石斧 shoulder-stepped axe と言はるべきものであり、前者と有肩石斧との混合形式でポリネシア地方に普通のものであると見てゐる。純粹の方角石斧は皆

第二圖 出土石斧の各種（上半は階段状石斧（有肩的階段状石斧を交ふ）下半は方角石斧その他）



一方の面が幅廣く平たい。其の中或るものは形小  
く、摩損が認められず、用石は附近の産でなく、

ランマでは裝飾品に使用せられた蠟石であり、軟  
質で如何にも貴重物らしい。此等の諸理由から本



第三圖 青銅斧各種及び鑄型

香港船塢洲の發掘に就て(松本)

(五九)

五九

品は儀式的象徵的用途に供せられたものと推定せられる。また或るものは一方の面に縦に細い條溝を穿つてをり、鋸を以て上下を切斷してをる。此の方法は東京<sup>トキシキ</sup>や臺灣の遺物にも見られる。或るものは蠟石製の圓鑿形石斧で、形式はカンボヂア、サムロンセン出土品に似てをる。他の一も同様蠟石製であり、一方の面が屋根型をなし、兩側から上昇した斜面が相會して稜を作り、また先端からこの斜面がその稜と一點で會して三角形をなしてをる。此の式の石斧はハイネ氏に依れば Amboina, Cebu, 北ボルネオ、中央ボリネジアに發見せられてをる。次に青銅斧に移り之を三型に分つ。一は主として階段式の方角石斧に類似せるものであり、刃は直線狀をなし、二面の溶范から鑄造せられたものである。その中の一は兩側に縁が崛起し、刃端から階段の所まで及んでをる。そしてその凹面に横線の裝飾を附してをる。本篇の筆者は

此の式の青銅斧をフイン師に見せられた時、支那貨幣の原始型と認めたといふ意見を表白したのであるが、著者は之をその報告中に紹介し、恐らくさうであるかも知れぬが然し此の問題は此處で論ずるには餘りに大き過ぎるとし、他日に譲つてをる。第二型は刃部が半月狀をなし、不均齊な形をとり、方形の袋<sup>カツツ</sup>を有し、同じく二面の溶范から鑄造されてをるものである。此の形式の斧はラオス、ジャヴ、セレベス、及び稍疑はしいが印度支那出土品とも聯絡を有してをる。第三型式は北方支那の考古學者の鎔と呼ぶものに該當し、溶范を伴出してをる。その兩面に線條の裝飾を附する所は印度支那、雲南邊の出土物と似てをる。その溶范の形式も交趾支那サムロンセン遺跡出土品に類してをる。

第四部に於ては著者は補遺として師が印度支那旅行の收穫である Mai-pha 出土土器と舶遼洲出土

土器との相似たる事實を指摘してゐる。それは足のついた皿型土器で、足の上には一定の間隔を以て小孔が穿たれてゐるものである。香港出土の一  
つは表面に白い塗料を塗り、その上に赤き線を引き、殊に足の表面には懸垂様状の線で橢圓を書き、その中心に當る所に小孔を穿ち、足の裏面には例の點線模様を書いており、曾つて足と皿とが別々に作られ、後接合せられ、その合せ目に此の種の裝飾を施した記憶の消滅しないことを語つてゐる。今一つのものは足の上に陰刻線状裝飾をなし足と皿とがもと別種のものであつた名残を傳へてゐる。

之と似たものはマンショイに依つて印度支那、東京、諒山のそばなる Mai-pha の遺跡から發見され  
てゐる。マンショイは皿と足とを異なる容器として報告の中に敍述したのであるが、フイン師は之を直ちに香港のものと類似せることを認定し、ハノ

イ地質博物館に藏せられてゐる遺物を點検してつひに皿と足との接合する遺品を發見したのである。土器の質は硬く香港のものの如く柔い煉瓦色ではないが、その足の模様は陰刻で橢圓の區割の中心點に穴を穿ち、全く香港のものと同様である。その外印度支那の遺物と香港のものとの間には相似たもの多く、中間地帶の考古學的調査に依りその相互關係の検證が將來期待せられる。

第五部に於て著者は青銅利器を引續いて論じてゐる。先づ第一に取扱はれるのは青銅の小刀で、長さ一三〇粂、頭の最大幅二三粂、刀の最大幅一五粂のものである。刀身の裏は中窪で、裝飾なく、先端は稍反り、裏を下にして平面に置くと刀尖は宙に浮く形式になつてゐる。その頭部はフイン師の解釋に従へば龍頭に象つてゐる。刃端は優美なうねりをみせ、刀身の上に螺旋と頭部に近く雷紋模様を書き、周圍を點線で囲んだ裝飾を附してを

る。此の部分は著者の意見に従へば獸の胴體を表はし、螺旋と雷紋模様とはその内藏を示したのではないかと言ふ。かういふ著者の意見は少しく大膽な嫌ひがあるが、更に進んで氏は梅原氏の論著などを利用し、此の首裝飾が安陽などで出土する支那古代の利器の柄部などに表はされた獸形模様と同じ範疇に歸屬すべきことを論じてゐる。また越人が身體に文身して鱗蟲に象つたといふ淮南子の記事から見ても此の地方の古代住民は龍の如き怪物を祖先と信じ、之を文身したらしいと論じ、最近の安陽發掘遺物の研究から殷代支那人も文身したことなどが主張せられてゐるけれども、所謂越人と安陽人の關係が如何なるものであるかは興味ある將來の研究主題であると縷々安陽文化との相似點を論じてゐる。

今一つ此の遺跡からの出土物で他に類例のないのは、著者が assegai と呼んでゐる青銅製投槍の

尖頭である。前の小刀同様成分に鉛が多い中窪で竹を結びつけたらしく、布や麻の撚絲らしい紐の痕が残つてゐる。此の利器の特色は非常に骨器と似てをることで、之に似た骨製鈎先は朝鮮の石器時代の貝塚から發見せられてゐる。之と隨伴して述べられてゐるのは石製の利器で、戈の原始型といふべきもの、柄部に小孔を穿つてゐる。また青銅の槍頭も特色あるもので、そのなかごに小孔を穿ち、結束した紐痕を殘したものあり、槍身の肩に近く雷紋又は人頭の裝飾を施してゐる。

第六部に於ては支那式青銅戈の敍述をなしてゐる。之は發達した形式で、西暦紀元前五世紀より紀元初頭に至る時代のものに該當する。また短劍が發見せられてゐるが、その形式は印度支那出土のものと似てゐる。また青銅製槍頭一見短劍とみまがふものの中には槍身の中央に稜あり、刃端は優美な線を描いてゐる。その中一つは袋あり、印

度支那のものと似た形式を具してゐる。此等の青銅器は同時期に屬し、然も釉薬をかけた土器、石器とも隨伴してをり、從つて此等のものの年代を西漢時代を下らぬといふ戈の年代から推定せしむるものである。

第七部は青銅鎌を取扱ひ、之を三類に分けてをる。その最も多き第一類は、二つの逆鉤を有し、軸部から先端まで稜が連なり、軸部は断面ほど八角形であり、その末端が断面菱形のスパイクに終つてをる。その或るものは軸部に僅かな紐痕を存し、此の青銅鎌が鉢先の様に柄部脱着の容易のものであつたことを推定せしむる。之と釉薬を附せる土器とは同時代であり、然も此の銅鎌に似たるものは旅順出土のものの中に見出だされ、後者の年代は紀元前百年を下らぬものと推せられる。第一類に屬するものには鐵と銅との合成鎌がある。第二類は逆鉤が軸部より長く延長したもので

あり、第三類はランマ特有のもので軸部に細長い孔あり、稜で圍饒せられ、逆鉤なく、骨鎌の影響を傳へてをる。石鎌の用石は主に片岩性のもので磨製である。その形式には柳葉状をなし、断面菱形なるもの、三角状をなせるもの、小刀の形式に類似せるものなどがある。その外鉢か投槍の先であつたらし大型の石製三角尖頭あり、またそのより長大にして槍先に類せるもの、及び基部の稍凹める石槍、中子を有する石槍などが發見せられる。

要するに此の章に敍せられた全ては日本及びその近傍の金石併用時代と近接な關係を有するものであり、一方東京の石器時代とも連絡を有してをるといふのが著者の意見である。

第八部には石块、石鉢その他の石環類が取扱はれてをる。遺跡の中から石環の未成品も出土し、其處に製作所の存在したことを明證してをる。之

を片岩又は石板岩から出來たもの、石英又は玉様の硬石で出來たもの、蠟石様の材料で作られたものに三別することが出来る。その中最後の者は貝環を真似て同種の色彩の石を利用したものらしく、香港には輸入品で恐らく印度支那の方より入つて來たものであらうかと思はれるものがある。

此の種のものが貨幣として使用せられたことは既に指摘せられてゐる。その外同種の石で作つた璧

に似た環石、焼痕のある石環、切斷面「T」の形をとれる石鉤などを出土してゐる。此の中最後のものは印度支那に多い。

最後に著者は石鋸を紹介してゐる。之は砂岩か雲母片岩で作りしものであり、一邊に刃を附しており、指でその峯の所を把持し、切つ先きの方に向つて押して使用したものらしい。

第九部に於て著者は個別的に特殊な出土物を取扱つてゐる。先づ我國の石庖丁の原始的形式に似

た扁平細長片歯の石器を取上げ、それが片岩性の柔い石から出來てゐるので、磨き石の類では無いかと推してゐる。(筆者は石庖丁同様之を矢張り原始農耕具の一種と見てよいのであらうと信ずる)。

その中には細長ならず、半圓形をなせるものもある。磨き石及び砥石、之は主に砂岩で、表面は琢磨せられ、廣く平い形か又は胡瓜の形をなしてゐる。

*Epimiolithes* 此の標題の本に著者は中石器の形式を具え、然も磨石斧や土器類青銅器と伴出した打石器に就て述べてゐる。之は不完全な四面體の様な形をとり、先端が嘴狀をなしてをり、石質は火成岩である。之と伴出した遺物の中に土製紡錘車と思はれるものも發見されてゐる。

第十部に於ては特に土器の上に見える“Double-line”紋に就て再考察をなしてゐる。此の模様は主として捺印に依つて表出され、その一つの印の單

位は  なる模様を呈し、一つの完全な紋を中央に置き、その兩側にその下半部上半部を添附した形式である。印の大きいさは五糧位の長さであり、正方形でなく、六角形が梯形であるらしい。印を並べて捺印してゆけば “Double-F” 紋が左隣に於ては次の印の側面上半部が前の印の側面下半部と一緒に、右隣に於ては次の印の側面下半部が前の印の側面上半部と一緒に、右隣に於ては次の印の側面下半部が前

半分を兩側上下に別れて置く模様形式は安陽出土白色土器片の上に、また新鄭縣出土銅器上の蟠虺紋の上に認められる。そしてかかる形式が本來動物紋より生ずること、螺旋半分を側面に表はす形式は青銅製作上生ずる空白部をかくす爲であること、象嵌の色彩的效果を土器製作の場合にも模倣せることの三點が指摘せられ、此の “double F” 紋を使用せる土器が周中期末の青銅器と關聯を有することが認められる。またその外之に似た土器し乍ら實際上ランマの土器製作者は  といふ意圖を實現する場合少く、自由に粗奔に雜多な模様を捺印してゐる。そして彼等は線の斷續をいやがり、空間を隙間なく模様で埋めんとする丁度秦式銅器製作者の如き意圖を持つたらしい。此の種の紋様の一異種なる兩側の半分が中央の完全體に合流して一つとなれる圖案は淮河流域出土銅器の上に見ゆるモチフ上に表はれてゐる。更に此の螺旋

半分を兩側上下に別れて置く模様形式は安陽出土白色土器片の上に、また新鄭縣出土銅器上の蟠虺紋の上に認められる。そしてかかる形式が本來動物紋より生ずること、螺旋半分を側面に表はす形式は青銅製作上生ずる空白部をかくす爲であること、象嵌の色彩的效果を土器製作の場合にも模倣せることの三點が指摘せられ、此の “double F” 紹を使用せる土器が周中期末の青銅器と關聯を有することが認められる。またその外之に似た土器紋様も同期の青銅器上にパラレルを發見なし得る。かうした結果から判すると、香港出土の此の形式の土器は最初考へたより餘程年代を遡るものと考へられてくる。但し此の推定に支障を與へるのは “double-F” 紹ある土器片に釉薬使用のものがあることである。釉薬の使用は人に依つて漢代と考へられてゐるが、最近に殷墟からも検出されてゐる。香港地方のものは漢代のものとは源流を異

にせるものではなからうか。かう考へて著者は結局此等遺物の年代を周末以前に比定せんとしてをする。

第十一部は補足的の記事であり、著者は青銅劍、青銅斧頭などの模様を支那銅器の模様と似たることを指摘し、此等の遺物は支那の工匠が支那的頭

腦を以て製作したものであり、その製作に地方的な稚拙さが認められるが、決して蠻人の所産でなく、年代から言へば戰國時代に該當し、周末支那南方邊疆地帶の藝術を代表するものと論じてを

る。

結局著者の意見は此の土器紋は青銅器の紋様と關係あり、その青銅器の年代は周末のものであるか舶遼洲の遺跡はそれに近い年代であらうと云ふのである。

筆者はたゞ著者の意見を紹介しただけである。師の學說は今後多方面から検討を要することとも

考へられる。予も他日機會を得て二三の點に就て師の意見を擴充して見たいと思ふが、それにつけても溫厚勤勉な師に二度と閲讀して貰ふことの出来ぬのは殘念である。

附記 本稿には今少し挿圖を入れ、かつ若干の批判も加えるつもりであつたが、筆者は折柄中支視察旅行に出發する爲多忙を極め遂に他日に之を譲つた。讀者の寛恕を請ひたい。